

報告第 54 号

小城市保育所評議員運営規程の制定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

教育委員会訓令を廃止し、市訓令として新たに制定したので報告する。



小城市訓令第1号

小城市保育所評議員運営規程を次のように定める。

令和4年3月22日

小城市長 江里口 秀次



小城市訓令第1号

小城市保育所評議員運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、小城市立保育所（以下「保育所」という。）が保護者、地域等から幅広く意見を求め、地域との連携をより強化した特色ある保育所づくりを行うため、各保育所に設置する保育所評議員（以下「評議員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 評議員の定数は、5人以内とする。

(任期)

第3条 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 小城市立保育所設置条例（平成17年小城市条例第106号）第4条に規定する園長（以下「園長」という。）は、必要に応じて、次の事項について意見を求めることができる。

- (1) 保育所の運営及び保育内容に関すること。
- (2) 保育所、家庭、地域及び関係機関の連携に関すること。
- (3) その他園長が必要と認めたこと。

2 園長は、評議員の意見を参考とし、保育所の運営を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選任手続)

第6条 評議員は、園長の推薦により市長が委嘱する。

2 園長は、できる限り幅広い分野から保育に関する理解及び識見を有する者を選考して、推薦するものとする。

(運営の基本方針)

第7条 評議員の運営は、園長の責任と権限において行うものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。